

平成31年2月12日

大阪府知事 松井 一郎 様
大阪市長 吉村 洋文 様

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会
委員長 馬場 章夫

意見書

公立大学法人大阪第1期中期計画（素案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条第4項に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき公立大学法人大阪が定める中期計画については、公立大学法人大阪第1期中期計画（素案）のとおり認可することが適当である。